

第2回 塩尻市中学校部活動

地域移行等協議会

令和6年2月22日(木)

国・県の動向について（報告）

塩尻市第2回部活動地域移行等協議会

中信教育事務所 生涯学習課

高木 潤一

1 県の動向について

第4回 長野県地域スポーツ

- ・文化芸術活動推進連絡協議会
令和6年1月31日(水)

○長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針(案)

○長野県地域クラブ活動推進ガイドライン(案)

※詳しい資料は、県スポーツ課HPよりDL可能

2 長野県中学生期のスポーツ

・文化芸術活動指針(案)について

I 指針の趣旨：**新たな地域クラブ活動**においても本指針を適用

II 学校部活動について

8 学校部活動の新たな地域クラブへの移行

- ・「生涯にわたって、スポーツ・文化芸術に親しめる環境の構築」
「学校教育の質の向上」が目的
- ・原則として、休日・平日ともに、全ての学校部活動を新たな地域クラブ活動に移行。
- ・まずは、休日を令和8年度末を目途に移行。
- ・令和7年度までに移行状況を調査・検証し、改めて平日の移行について方針を示す。

2 長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針(案)について

IV 新たな地域クラブ活動について

I 新たな地域クラブ活動の在り方

生徒が**生涯にわたって**スポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、**地域住民にとって**より良い地域スポーツ・文化芸術環境を目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、新たな地域クラブ活動を行う環境を速やかに整備する。

部活動の受け皿としてだけでなく、
地域のスポーツ・文化芸術活動の環境をより良くするという視点

2 長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針(案)について

IV 新たな地域クラブ活動について

2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 参加者・・・部活動に所属していない生徒、苦手な生徒、障がいのある生徒など**希望する全ての生徒が対象**

(2) 運営団体・実施主体・・・

総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体、市町村が運営する団体 等

2 長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針(案)について

IV 新たな地域クラブ活動について

2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(4) 活動内容

- ・・・体験教室や体験型キャンプ、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動等生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保
(競技・大会志向に特化した特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけでなく)

2 長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針(案)について

IV 新たな地域クラブ活動について

2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

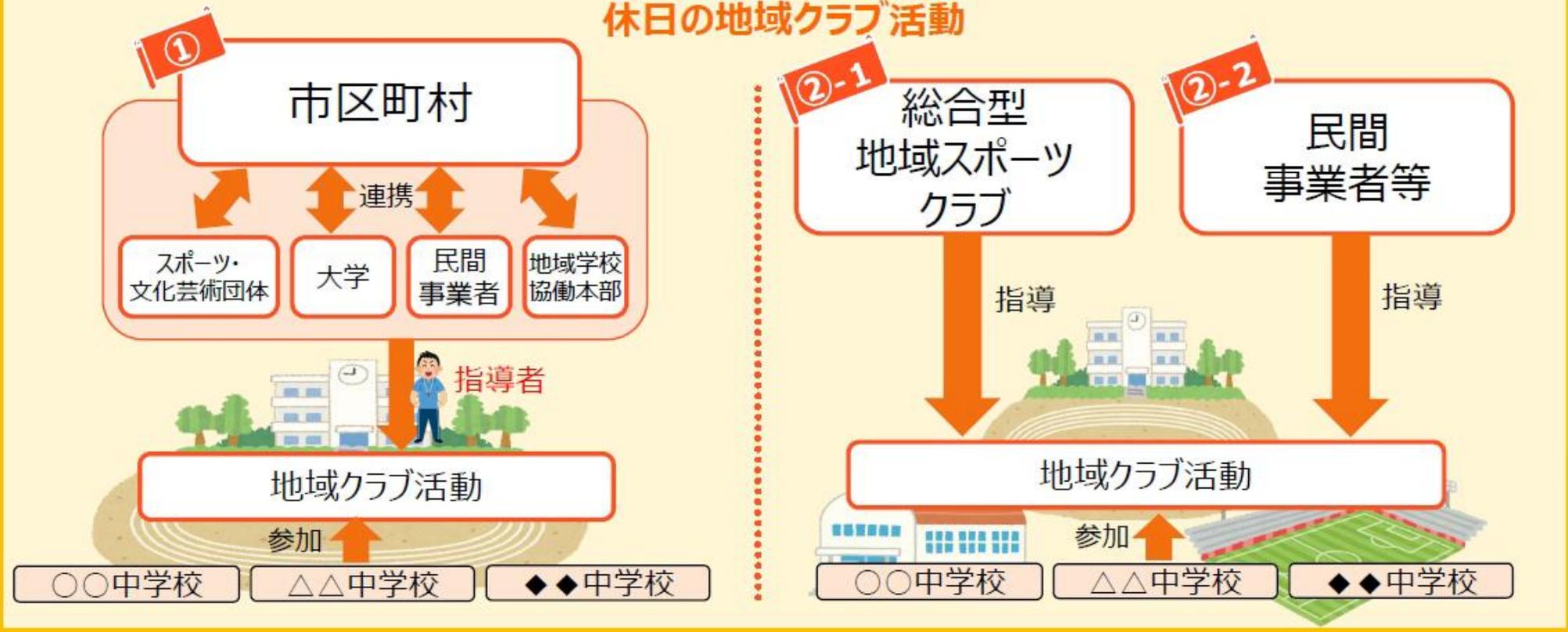
(6) 活動場所

- ・・・中学校、小学校、高等学校、特別支援学校、廃校施設等の活用も検討(営利目的とした利用を認めていない市町村についても利用が可能になるように検討)

V 取組の状況の把握と指針の見直し

- ・学校部活動や新たな地域クラブ活動の取組状況や実態を把握するとともに、今後の移行状況を勘案し、**見直し**を行う。

休日の地域クラブ活動



学校部活動の地域連携

※直ちに①②のような体制を整備することが困難な場合



3 長野県地域クラブ活動推進ガイドライン(案) について

策定の目的: 市町村は、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、推進計画等
を作成し、新たな地域クラブ活動の環境整備を進める。

- 〔 ○ 小学5・6年生、中学生、保護者、公立小中学校教職員へのアンケート結果（R5. 6～7月）
○ 長野県地域スポーツ文化芸術活動推進連絡協議会での検討、市町村教委等との懇談・意見交換 〕 から導かれるもの 〕

【小学生】

- ・興味のある活動がしたい
- ・自分に合った活動を選びたい
- ・自校以外や多世代との活動がしたい

学校部活動から転換する

『地域クラブ活動』に求められるもの

【中学生】

- ・興味がある活動がしたい
- ・部活動と同じ活動がしたい
- ・専門性の高い指導を受けたい

目指す姿：学校部活動の新たな地域クラブ活動への移行により、活動種目の選択肢が増えるとともに持続可能な活動環境が整い、県内すべての生徒がニーズに応じた多様な活動を安定的に行うことができる。

○他者との関わりの中で仲間づくりや社会性・協調性を育むことができる（他者との関わりの中で自身の存在を感じられるような活動）

活動にない種目もできることを期待

【市町村教委等】

- ・団体スポーツも経験させたい
- ・今、行っている活動が継続できるようにしたい

【スポーツ・文化芸術関係者】

- ・様々なスポーツを体験させたい
- ・自分のレベルに合った活動を選ばせたい

3 長野県地域クラブ活動推進ガイドライン(案)

について

1 本県が目指す新たな地域クラブ

(2) 新たな地域クラブで目指す活動(市町村と県の役割)

○環境整備は、市町村の推進計画等に沿って進められる

○県は、市町村を支援・協力

①複数市町村の連携による地域クラブの設立へ向けて

②指導者確保等への協力

ア 比較的小さな範囲・・・単独市町村又は近隣市町村

長野県における運営団体の設立又は選定までのイメージ

県の支援

- ・長野県地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会による推進計画等の検討
- ・児童生徒・保護者・教員へのアンケート調査、市町村との意見交換
- ・実証事業など、先行モデルの検証

県庁

地域クラブ設立の体制イメージ等の決定
エリア検討など、市町村間の広域的な連携の調整・支援※1

※1 県総括コーディネーターによる広域的な調整支援

県は、単独での地域クラブ設立が難しく、近隣の市町村との広域的な活動を希望する市町村に対し、市町村間の相談・調整の場を設ける。また、県総括コーディネーターへの個別相談も受け付ける。

市町村の取組①

対象エリアの決定

複数の市町村 単独の市町村 市町村の一部地域

県総括コーディネーターによる広域的な調整支援

※2 協議会の設置

市町村は、関係者からなる協議会を設置し、生徒等のニーズを把握しつつ、新たな地域クラブの環境整備方法について検討し、当該団体と協議の上、運営団体を設立又は選定する。

市町村等(広域連携含む)の取組②

協議会の設置※2
・協議会構成員の選定

市役所

協議会

- 校長会 学校
- 保護者会
- コミュニティスクール
- 公民館
- スポーツ少年団
- 市町村・市町村教委
- 地元企業
- 地元大学 専門学校
- NPO法人
- 競技団体
- 総合型地域スポーツクラブ
- 体育・スポーツ協会
- プロスポーツチーム

地域の実情に応じた『運営団体』の設立又は選定※3

※3 運営団体の設立又は選定

運営団体の設立、または選定は、地域の実情に応じて、最も最適な形態を下記の例等を参考に決定する。発足時には例1から始め、後に例2に移行する等、段階的に進めることも考えられる。また、賠償責任保険加入に際し、社団法人やNPO法人として設立することが好ましい。

例1 市町村等主導型

市町村・市町村教委

- ・市町村等が運営団体となる。
- ・または、市町村等が中心となって、運営団体を設立(モデル例 千曲坂城クラブ、南佐久)
- ・専属の事務局員を市町村内に配置
- ・関係団体と連携し、指導者を派遣。

関係団体と連携

例2 単独型

市町村・市町村教委

当該団体と協議 運営団体の決定

単独団体

- ・一つの関係団体が運営団体となる。
- ・専属の事務局員を配置。
- ・自団体でまかなえない種目・領域の実施主体と連携をとり、指導者を派遣。

関係団体と連携

例3 集合型

市町村・市町村教委

- ・実施団体等で組織
- ・協議会からの移行
- ・専属の事務局員を一つの構成団体内に配置

関係団体と連携

実施主体と連携し、適正で持続可能な運営体制を構築し、会計処理、会場確保、指導者派遣、安全管理、送迎の手配等の実務を行う。

地域クラブ活動への移行に向けた推進スケジュール

R4

R5

R6~7

R8

R9以降

目指す姿

国

- 実践研究事例集の作成
- ガイドライン策定(12月)
- 兼職兼業の手引きの作成

改革推進期間

○まずは休日における地域の環境整備を着実に推進

- ・実証事業等による支援
- ・先進事例等情報提供・自治体への指導・助言等
- ・アドバイザー事務局の設置

- 取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進

県

協議会の開催
移行に向けた課題整理・方針検討

【具体的な支援】

- 実践研究校の課題検証、成果普及
- 指導者研修会等の実施
- 先進事例等の情報提供
- 部活動指導員による支援

県の指針・方針の改定

- ・休日移行の推進方針
- ・地域クラブの環境整備方針

- 実証事業の成果普及
- 部活動指導員任用事業の拡充
- 県コーディネーターの配置
- 体制整備事業の実施

進捗状況の確認、新たな課題への対応

- 休日、平日の移行状況調査
- 国の補助事業（見込）の実施
- 県単独事業の検討

- 平日移行の方向性を決定

平日移行を踏まえた 県の指針・方針 の改定

市町村

【具体的な取組】

休日

【学校部活動】

- 準備会や協議会等の開催
- 運営団体の設立・運営・関係団体との合意形成・運営団体の設置への準備
- 実証事業や体制整備事業の活用

県の指針・方針を踏まえ
推進計画を作成

令和8年度を目途に移行

- 補助事業（見込）の活用

【地域クラブ活動】

県の指針・方針の改定を踏まえ
推進計画を見直し

平日

できるところから移行

原則として休日・平日ともに、
全ての学校部活動（スポーツ・文化芸術活動）を、
地域クラブ活動へ移行する

県が令和8年度末を目途している理由

- ①市町村が多く都市部、山間部など地域ごとに部活動を取り巻く状況が大きく異なること
- ②生徒数の減少により、複数の市町村が連携して環境整備を進める形が数多く想定され。新たな地域クラブ活動の設立に時間を要すること
- ③特に文化芸術活動においては、関係団体数の地域差が大きく指導者の確保等に時間を要すると考えられること

○長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針（案）

○長野県地域クラブ活動推進ガイドライン（案）

令和6年 3月策定を目指して進めている

4 令和6年度における県の主な取組（案）について

○実証事業の成果と課題の分析

- ・市町村への情報提供

○部活動指導員の確保

- ・地域指導者の確保につなげる

○県コーディネーターによる支援

- ・きめ細やかな市町村支援を図る

○地域クラブ活動に関する広報活動

- ・児童・生徒とその保護者、教員、スポーツ・文化芸術団体、地域住民への周知を図る

○指導者リストの作成

- ・指導者のマッチング支援 ⇒ **資料参照**

国・県の動向について（報告）

塩尻市第2回部活動地域移行等協議会

中信教育事務所 生涯学習課

高木 潤一

第2回 塩尻市中学校部活動

地域移行等協議会

令和6年2月22日(木)